

カイロプラクティック事業所における 新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン

2020年10月20日 初版発行

2023年3月3日 第6版改訂

カイロプラクティック制度化推進会議
一般社団法人 日本徒手療法師会

目次

はじめに	1 ページ
第2版改訂にあたり／第3版改訂にあたり	2 ページ
第4版改訂にあたり／第5版改訂にあたり	3 ページ
第6版改訂にあたり	4 ページ
カイロプラクティック事業所における感染症対策	
A. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針	
1. 「三密」を避ける	5 ページ
2. その他の基本方針	6 ページ
B. 事業所の営業に関する具体的な感染症対策	
1. 事業所店舗における対応	7 ページ
2. 利用者への対応	10 ページ
3. スタッフの健康管理	11 ページ
4. 検査やワクチン接種の推進	12 ページ
5. 緊急時の対応について	13 ページ
6. 事業所の営業に関するチェックリスト	13 ページ
(別表1) 事業所の営業に関する新型コロナウイルス 感染症対策チェックリスト	14 ページ
おわりに	15 ページ
【参考資料】	16 ページ

はじめに

2019年12月に中国湖北省武漢市で発生した、新型コロナウイルス感染症は、急激な勢いで世界的な感染拡大を引き起こし、私たちの生活を一変させてしまいました。

日本では、2020年4月7日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が7都府県を対象に発令され、翌週の16日には全都道府県へと対象が拡大しました。その後、全国的な「自粛」と「予防」の努力によって、国内の感染者数は減少へと転じ、5月14日には39県で緊急事態宣言を解除、21日には関西2府1県で解除され、25日の首都圏1都3県と北海道の解除によって、全国すべての緊急事態宣言が解除されるに至りました。

とはいえ、25日の安倍首相の記者会見では、今後また感染拡大に転じた場合「最悪の場合には、残念ながら2度目の緊急事態宣言の可能性もある」との見解が示され、感染防止策を講じつつ社会経済活動を段階的に本格化させるための「新たな日常をつくり上げること」の重要性が示されました。

この度、カイロプラクティック制度化推進会議は、カイロプラクティック事業所における「新たな日常」として、利用者、施術者やスタッフを感染症から守りながら、これまでの営業自粛から通常営業への再開を目指す際に求められる感染症対策をまとめ、ガイドラインとして発表することにしました。

全国のカイロプラクティック事業者の皆様（または、類似した徒手療法事業者の皆様）には、ご高覧の上、政府方針の趣旨・内容を十分に理解された上で、本ガイドラインに示しております「感染症対策のための基礎知識」と「講じるべき感染症対策」を参考に、必要に応じて、個々の事業様態に合わせた創意工夫を図りながら、新型コロナウイルス感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（5月4日）」による、所謂「新しい生活様式」や、公表されている行政機関や専門家会議の資料、他業種の感染症拡大防止対策を参考に作成しましたが、新型コロナウイルスの感染状況は未だ将来的な予想が困難で、第二波の到来による感染の再拡大による対策の厳格化や、逆に更なる緩和が必要となる可能性もありますので、今後も政府の方針に従い、適宜、必要な見直しをおこなう予定としております。

2020年5月31日

カイロプラクティック制度化推進会議
座長 伊佐 和敏

第2版改訂にあたり

2020年11月現在、テレビや新聞では、日々、新型コロナウイルス感染症「第3波」の到来を告げる報道を目にする機会が増えています。実際、厚生労働省の発表によると11月18日には、全国の新規陽性者数が2179人の過去最多を更新し、1日の新規陽性者が初めて2000人を超えました。また、感染経路不明者の増加や、広い年齢層で感染者が発生しているなど、これまでとは異なる感染状況が指摘されていますので、カイロプラクティック事業所においても、感染状況の変化に対応すると共に、最新情報に基づいた有効な感染症対策を講じていただきたく、本ガイドラインを改訂することになりました。

本ガイドラインの改訂にあたり『カイロプラクティック制度化推進会議』からのお誘いにより、私ども『一般社団法人 日本徒手療法師会』も編集に参加させていただき、僭越ながら第2版より、連名による発行とさせていただくことになりました。

私どもの参加によって、本ガイドラインがカイロプラクティック事業所だけでなく、徒手療法全般の事業所における新型コロナウイルス感染症対策に役立てていただけるよう期待しております。

2020年11月30日

一般社団法人 日本徒手療法師会
代表理事 天野 美苗

第3版改訂にあたり

第2版改訂後、様々な要因によって新規感染者数は増加傾向を続け、1月6日には、全国の1日の新規陽性者数が5946人（厚生労働省発表）となり初めて5000人を超え、翌1月7日には7000人の新規感染者数を超えました。政府は、2度目の緊急事態宣言を発出し、感染拡大の防止への協力を呼び掛けました。

この現状に対し、当推進会議では、行政ならびに業界からの意見を聴取し、事業所における直接的な感染症対策の視点で記載を見直すことで、より多くの事業所にて本ガイドラインを活用いただけるよう、3度目の改訂をおこないました。

本ガイドラインを、皆様の事業所での新型コロナウイルス感染症対策の指針として、役立てていただけることを切に望みます。

なお、本ガイドラインで使用しております「利用者」の表現につきましては、当会議での協議にて「利用者」で統一する決議となりましたが、業界の現状は、「お客様」「来院者」「施術依頼者」「クライアント」など様々な表現が使用されています。本ガイドラインの利用にあたっては、個々に適切な表現に読み替えていただきますようお願いいたします。

2021年1月10日

カイロプラクティック制度化推進会議
事務局長 山田 雄次

第4版改訂にあたり

第3版改訂後、予てからの念願であった、内閣府の新型コロナウイルス感染症対策ホームページの「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」への掲載が叶い、本ガイドラインをより多くの業界事業者にも認知いただき、更に利用していただくことで、事業者と利用者が共に安心できる感染対策を簡潔に提示することができたと自負しております。まずは、省庁間での調整にご苦労いただきました行政担当の方々と、監修いただいた星 且二 先生、本ガイドライン編纂にご協力いただきました業界関係者の皆様に感謝申し上げます。

さて、TOKYO2020（オリンピック・パラリンピック）が盛況のうちに閉会し、日本の選手たちは素晴らしい成績を残されました。一方、新型コロナウイルスは変異株が発生しており、現在国内では、従来よりも感染力が強い「デルタ株」の拡大によって、感染対策の新たなエビデンスが示されていますので、本ガイドラインにおいても、最新のエビデンスを踏まえた最新の感染症対策に対応する改訂をおこないました。

業界事業者の皆様には、本ガイドラインを十分に活用いただくことで、事業所における感染症対策の遵守徹底に向けた取り組み強化を図っていただきますようお願いいたします。

2021年9月10日

カイロプラクティック制度化推進会議
事務局長 山田 雄次

第5版改訂にあたり

2022年10月、所謂「第7波」の落ち着きが顕著となり、いよいよ日本政府は本格的に経済活動再開に向けて舵を切り、一刻も早い日本経済の回復が待ち望まれるところです。

本ガイドラインの第4版は、従来よりも感染力が強い「デルタ株」への感染症対策に対応しておりましたので、そろそろ現状の「オミクロン株」への対策に応じた見直しが必要かと考えておりました折、10月13日の「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第19回）」において業界別ガイドラインの見直しの促進の取組についての協議が成されたようで、本ガイドラインにつきましてもご担当の厚生労働省医政局医事課から見直しの連絡と、そのポイントをお示しいただきました。

当会議の事務局にて、本ガイドラインの改訂作業を進めておりましたところ、11月に入ると新たに「第8波」の入り口に差し掛かったとの報道を目にするようになりました。暫くの間は政府の方針が変わらないかと注視しておりましたが、どうやら「デルタ株」並みの感染症対策の必要性は報じられていませんので、現時点での「Withコロナ」と「感染症対策と経済活動の両立」に応じた見直し方針にて第5版の改訂をおこなうことといたしました。

業界事業者の皆様には、本ガイドラインの改訂に準じて、現状に則した事業所での感染症対策への見直しをお願いするとともに、効果的な対策の維持をお願いいたします。

2022年11月15日

カイロプラクティック制度化推進会議
座長 伊佐 和敏

第6版改訂にあたり

第5版の発行から2か月が経過し、その間、日本政府は2023年5月8日から新型コロナを5類感染症に変更することを発表しました。「ようやくここまで回復したか」という安堵と期待で、GW明けが待ち遠しいです。それまでは、感染症対策をしっかりとおこない、できる限りコロナ前の生活、経済活動に戻れるよう、我々の業界も貢献しなければと、背筋が伸びる思いです。

一方、変更在先立ち、3月13日より、マスクの着用については「屋内・屋外を問わず個人の判断に委ねることを基本とする」という方針が示されましたので、本ガイドラインも一足先に新たな方針への対応を盛り込むことになりました。

事務局によりますと、今回、ご担当の厚生労働省医政局医事課から連絡いただいた見直しは、「人と人の距離の緩和」と「マスク着用の見直し」が主なポイントだということですが、それ以外に、監修の星 旦二 先生から、公衆衛生学を専門とされる医師としてのご見解をいただきましたので、感染症への根本的な対策の一つとして「免疫力の向上」を追記しております。具体的な感染予防策ではありませんが、感染症の発症や重症化を防ぐ重要なポイントでありますので、人々の健康に関わる我々としましては、日々の事業活動において、利用者への啓蒙に努めていきたい要素です。

業界事業者の皆様には、本ガイドラインの改訂に準じて、今一度、現状に則した事業所での感染症対策へ見直しいただくとともに、効果的な対策の維持へのご協力をお願いいたします。

2023年2月25日

一般社団法人 日本徒手療法師会
代表理事 天野 美苗

カイロプラクティック事業所における感染症対策

カイロプラクティック事業所における感染症対策として、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（5月4日）」に記された「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」に沿って、以下の通り実施を求める。

また、「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を公表しました」ならびに「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等を踏まえ、カイロプラクティック事業所の特性に応じた感染リスクの検討、評価、感染状況に応じた対策が重要であり、接触感染・飛沫感染・エアロゾル感染のそれぞれの経路に応じた感染防止策を検討し、事業所毎に有効な感染症対策を講ずる。

※ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を公表しました
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

※ 「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai12/gijisidai_4.pdf

A. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

カイロプラクティック事業所における感染症対策の目的は「事業所内でのウイルス感染の防止」であり、有効な対策は「事業所における接触感染の防止（手洗い・消毒）、飛沫感染の防止（正しいマスク着用と咳エチケット）、エアロゾル感染の防止（換気）の徹底」であろう。

これを実現するための基本方針を、新型コロナウイルス感染症の基礎知識を踏まえた上で、以下にまとめる。

尚、令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることとなった。利用者に対しては、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重する。スタッフについては、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されるので、原則、マスク着用を継続する。

1. 「三密」を避ける

三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。

① 「密集場所」を避ける

- 事業所内で、利用者同士が近接しないよう予約時間や予約人数を調整する。
- 接客は最少人数のスタッフで対応し、事業所運営も最少人数のスタッフで対応する。
- 人との間隔（スタッフ、利用者）は、2m（最低1m）空けることが望ましいが、事業所内での状況に応じて、適切な換気を前提に、人と人が触れ合わない距離での間隔としてもよい。

② 「密閉空間」を避ける

- 事業所内は施術室、待合室、スタッフルームも含め原則密閉空間であるため、窓やドアの開放など（1時間に2回以上、1回に5分間以上）でこまめな換気をおこなう。
- 換気の際には、スムーズに空気が入れ替わるよう窓やドアを開放し、2方向に換気・吸気ができるようするなどして、十分な換気量を確保する。

- 必要な換気量の目安は一人当たり30m³/時とし、二酸化炭素濃度の目安はおおむね1000ppm以下とする。HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用も有効。
- 空気が流れが滞る場合には、空気の流れを阻害しないパーティションの設置や、換気扇や扇風機等の設備を使用し局所的に生じる空気よどみを解消する。
- 可能であれば常時運転可能な換気装置を設置する。
- ※ 寒冷な場面においても、換気装置または常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安）による常時換気を実施するとともに、加湿器の使用等による適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行う。

③ 「密接場面」を避ける

- 事業所内は、利用者の皮膚に直接接触する様々な器具や用具をスタッフが使用するケースが考えられる。ウイルスは皮膚から直接感染するわけではないが、飛沫等で汚染する可能性があるため、器具や用具を適度に消毒する。
- 可能であれば、器具や用具は使い捨てのものに変更する。
- 事業所スタッフと利用者の飛沫が、お互いに直接接触しない工夫を最大限おこなう。具体的には、スタッフはマスク着用を原則とし、やむを得ない事情がある場合は、フェイスガード等の着用を検討する。利用者のマスク着用については、本人の判断に委ねる。
- 施術前後の手洗いを徹底し、施術内容によっては手袋などの装着も検討する。
- 手指に付着したウイルスを洗い流すには、石鹸と流水による手洗いまたは、アルコール消毒が有効。
- 利用者の飛沫が触れたと考えられる用具等を片付けた後には、手洗い・手指衛生を徹底する。

2. その他の基本方針

① マスク着用の考え方及び咳エチケットの徹底

- マスクの着用については、厚生労働省ホームページ「マスクの着用について」を参照する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

- マスクの着用の考え方については、令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになる。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるように配慮する。
- 咳エチケットについては、咳やくしゃみをする際に、ティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえる咳エチケットが重要なので、周知する。

③ 手洗い・手指消毒の徹底

- 石けんと流水による手洗いを徹底し、また、手洗い場はもとより、入口及び施設内にアルコール等の手指消毒液を設置する。

④ 消毒の徹底

- 事業所内共用部（出入口、待合室、施術室、休憩スペース、控室等）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、機材・備品等）は適度に消毒する。

⑤ 換気の徹底

- 適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底する。定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。

- 必要な換気量の目安は一人当たり30m³/時とし、二酸化炭素濃度の目安はおおむね1000ppm以下とする。通常のエアコンには換気機能がないことに留意する。
- 室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。
- また、換気に加えて、CO₂測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO₂測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置することが望ましい。
- 必要な換気量を確保できない場合、空気の流れが滞る場合には、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機の補助的活用により局所的に生じる空気のだよみを解消する。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることができないことに留意する。
- パーティションは空気の流れを阻害しないように設置する。空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。
- 感染拡大防止のための効果的な換気については、令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」を参照する。
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

※ なお、寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。

B. 事業所の営業に関する具体的な感染症対策

カイロプラクティック事業所の営業に関して、具体的な感染症対策を以下にまとめる。

1. 事業所店舗における対応

事業所店舗における基本的な感染症対策は以下のとおりとするが、接触感染・飛沫感染・エアロゾル感染の経路に応じた具体的な感染防止策を講じられるよう、事業所店舗によっては必要なルールを追加して補完すること。

① 事業所店舗入口

- 手指消毒剤を配置し、入店時の消毒の徹底を促す。
- 玄関の床面、下駄箱などを清掃し、ドア等の不特定多数が触れる箇所を消毒する。
- 利用者が触れる箇所は、適度に消毒する。
- 入口前に「ご利用者様への注意喚起」（10ページの参考例を参照）を掲示し、事業所内での感染症対策への理解と協力を求める。

② 利用者の来店時

- 来店されるすべての利用者に「ご利用者様への注意喚起」の資料を基に確認をおこなう。
- 来店された利用者の体温を体温計などで確認する。
- 利用者がマスク着用を希望した場合に配布できるよう、予備のマスク（品質の確かな、できれば不織布を着用）を設置する。
- 「ご利用者様への注意喚起」に該当する場合は、ご理解をいただいたうえ、お帰りいただくよう徹底する。
- 高齢の利用者については、より慎重で徹底した対応をおこなう。

③ 事業所店舗内

- 事業所店舗での感染症対策や注意事項をポスターなどで掲示し、利用者への周知に努める。
- 待合では、利用者同士の感染を防ぐため、適切な換気をおこない、椅子の配置などで、人と人とが触れ合わない距離を確保するよう工夫する。
- 複数の利用者が出入りする場所や各コーナーの清掃、消毒を適度におこなう。
- 出入り口のドアノブ、テーブル、椅子など不特定多数が触れる箇所は適度に消毒する。
- 巡回清掃の実施及び実施管理記録を設置し、保存を徹底する。
- 接客時及びヒアリング時には利用者と対面で座らず、人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）の確保を心がけ、距離が確保できない場合は、パーティション等で遮蔽するよう努める。なお、短時間の対面窓口に限り、適切な換気を前提に、パーティションは不要としてもよい。
- スタッフのマスク着用を原則とし、やむを得ない事情がある場合はフェイスガード等の着用を検討する。
- トイレや手洗い設備の水道など、不特定多数が触れる箇所について、適度に消毒をおこなう。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- 共通のタオルは禁止、ハンドドライヤーは適切に清掃等をしているものについては使用を可とする。
- カップやグラス等、直接、利用者の手や口が触れるものは、特に洗浄・消毒を徹底する。もしくは、使い捨てのものを使用する。
- 清掃用具の消毒、管理を徹底し、雑巾は使い分けるなどして衛生的な工夫をする。
- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミを回収した後は、必ず手指消毒または手洗いをおこなう。

④ 施術に関わる器具、用具、備品類

- 施術用ベッド、施術者用椅子、補助用具、施術機器等は、使用の都度消毒する。
- 使用済みの備品は必ず消毒をする。
- 利用者の皮膚や毛髪に直接接する器具、用具類は、使い捨ての物を使用するか、素材に合わせた消毒法（化学的及び物理的消毒法）で、利用者毎に消毒済みの物と交換をおこなう。
- まくら当て、シーツは極力使い捨ての紙製品とし、利用者毎に取り替える。
- 利用者用の施術着は使い捨ての紙製品の使用を検討する。
- その他利用者に接するリネン類は、利用者毎に消毒済みのものと交換し、消毒した後、洗剤を用いて洗濯をおこなう。また、リネン類の衛生措置は、素材に合わせた消毒をおこなう。また、利用者毎に全て消毒が徹底されていることが必要なため、「消毒済み・未使用のもの」と「使用済みのもの」を、明確に分けて保管（文字の色を変えるなど誰が見ても一目でわかるように表示するなど）する。
- 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度蓋付きの容器に捨てること。また、ゴミはビニール袋に入れて密閉し、口を縛った状態で廃棄する。
- ゴミを回収した後は、必ず手指消毒または手洗いをおこなう。
- 器具及び布片類は、「消毒済みのもの」と「使用済みのもの」とを明確に区別し、それぞれ一定の容器に収める。

⑤ 施術者

- 施術の前後に手洗い・手指消毒を徹底し、施術中も必要に応じて手指消毒をおこなう。手指消毒は、よりこまめにするを心がける。
- マスクを正しく装着し、装着中はマスクに触れないよう徹底し、使用後はマスク本体に触れないようにして耳からゴムを外し廃棄する。

- マスクを装着していても利用者とは近づき過ぎないように配慮する。
- マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒をおこなう。
- 施術作業中は、清潔なユニフォームを着用する。消毒、洗濯を最低でも毎日おこなうこととし、万一、利用者の「咳」や「くしゃみ」が曝露した場合は、ただちに別のユニフォームに取り替える。
- 必要に応じて、眼鏡・ゴーグルやフェイスガード等を使用して、目への飛沫の侵入を防ぐ。
- 利用者毎に手洗いを徹底する。利用者の使用したタオルやリネンの除去した後や新しいタオルやリネンの交換の前には、手洗いを実施する。
- 感染症の疑いのある利用者を接客した場合は、以後他の利用者の施術はしないで直ちに事業所の管理責任者に報告し指示を仰ぐ。また、速やかに施術所内の消毒及びユニフォーム等の交換等の措置をおこなう。

⑥ 事業所店舗内の換気

- 利用者毎、または1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、窓やドアを開けて事業所店舗全体の空気を入れ換える。
 - 換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気量を確保する。
 - 必要な換気量の目安は一人当たり30m³/時とし、二酸化炭素濃度の目安はおおむね1000ppm以下とする。HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用も有効。
 - 空気が流れが滞る場合には、空気の流れを阻害しないパーティションの設置や、換気扇や扇風機等の設備を使用し局所的に生じる空気のよどみを解消する。
 - 施術室及び施術室に準ずる部屋は、利用者毎に換気をおこなう。
 - 換気に加え、CO₂測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）、HEPAフィルタ式空気清浄機及びサーキュレーターの補助的活用を検討する。
- ※ 寒冷な場面においても、換気装置または常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安）による常時換気を実施するとともに、加湿器の使用等による適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行う。

⑦ レジ及び金銭授受

- 対応前後には必ず手洗いまたは手指消毒をおこなう。
- 利用者の手が触れる可能性のある部分は、事前に消毒を済ませておく。
- 会計の際に使用した、カードリーダー・タブレット・キャッシュトレイ・ペン等も適時に消毒をおこなう。
- 短時間の対面窓口に限り、人と人とは触れ合わない距離で、パーティションは不要としてもよい。

⑧ その他高頻度接触部位の消毒

- タブレットやタッチパネル等を使用した場合は適度に消毒をおこなう。
- 事業所内エリアおよびスタッフルームの電話、パソコンのキーボード、ボールペン、レジ周りの備品類、冷蔵庫のドア、電子レンジの操作ボタン等も適度に消毒または除菌をおこなう。

⑨ スタッフの休憩スペースや控室等

- 共有するテーブルやイス等は適度に消毒し、常時換気に努める。
- 一度に休憩する人数を減らし、マスクの着用、換気等、感染対策が徹底されている場合の人との間隔は、人と人とは触れ合わない距離を確保すればよい。また、互い違いに座る等、対面で食事や会話をしないように気をつける。
- 飲食時等マスクを着用していない場合は、会話を控える。
- 咳エチケットを徹底する。

- 食事休憩時は、適切にパーティションを設置する。または、互いに顔の正面から1m以上の距離を確保する。また、休憩スペースへの人数制限や利用時間をずらす工夫をおこなう。
- 入室前と退室後には手洗いまたは手指消毒をおこなう。

※ 特に、仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあり、休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されているので、注意すること。

⑩ その他

- 人と人が対面する場所（対面の販売所・カウンターなど）では、パーティション等を設置し三密の回避と身体的距離を確保するほか、換気を徹底し、飛沫感染対策を図るものとする。なお、短時間の対面窓口に限り、適切な換気を前提に、人と人が触れ合わない距離で、パーティションは不要としてもよい。
- 会議を開催する場合は、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、スタッフのマスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。
- 事業所におけるペーパーレス化、デジタル化を推進する。
- 清潔を保つため、ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。

2. 利用者への対応

利用者へ来店時の注意事項並びに、体調が思わしくない時は来店を控えて頂くなど、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求める。また、利用に関して利用者に連絡ができるよう、事前予約制とすることが望ましい。

「三密」の回避や「新しい生活様式」の徹底などについて利用者に積極的に説明し、理解いただけるよう努める。また、各地域の通知サービスを利用する。

① 正しい情報の確認

利用者へ情報提供をおこなう目的として、正しい知識の普及が利用者を守り、事業所スタッフを守り、地域を守ることに繋がることを常に意識する。提供する情報は精査し、ファクトチェック（真偽の検証）により事実に基づいた情報であることを確認し、個人の意見や見解などで、根拠が示されていない情報を拡大させてはならない。

- 感染例が報告されている地区では、潜在的に感染者がいる可能性が高く、一層の対策が必要となる。各地区の感染の現状には、以下の厚生労働省サイト、あるいは地元自治体の情報を参照する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html

- 国内の感染状況は以下厚生労働サイトでこまめに確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

② 接客・ヒアリング時の注意点

利用者対応の際には、話しやすい関係性や雰囲気醸成に努めるなどして、正確な情報を提供いただけるように、しっかりとヒアリングをおこなう。

③ 事業所の利用者の中から感染者が発生した場合の情報開示

感染者が発生した場合は、事業所のホームページや各地域の通知サービス等で利用者への注意喚起をおこなう。

④ 各地域の通知サービスの導入の説明

各地域の通知サービスの導入について説明する。

- 各店舗等にて各地域の通知サービスの登録をおこない、その旨を利用者に説明する。
- 利用者のQRコード読取を奨励し、その旨を周知する。

⑤ 店舗における注意喚起

店舗における利用者への注意喚起については、各事業所の立地、設備、メニュー、最新の情報や行政機関からの通達等の諸条件を考慮したうえで、それぞれに適切な注意喚起をおこなう。

「ご利用者様への注意喚起」の例を提示するので、以下を参考に、各店舗での実施を求める。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当店舗では消毒などの対策を徹底しておりますが、ご利用者様にもご協力をお願いしております。
ご来店の際には、以下についてご理解・厳守いただき、ご来店いただきますようお願い申し上げます。

次の項目のいずれかに該当するご利用者様は、ご来店をお控えください。
気になる点がございましたら、まずは電話でご一報いただきたくお願い申し上げます。

- 新型コロナウイルス検査で陽性の方、自覚症状のある方
- 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある方
- 熱がある方
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方
- 咳、痰、または胸部に不快感のある方
- 強い味覚・嗅覚障害がある方
- 海外渡航歴を有する方のうち、政府が定める日本入国時の検疫措置で療養中の方
- その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方
- 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方

糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等については、新型コロナウイルスに感染しますと重症化の可能性があります。

カイロプラクティック事業所（または徒手療法事業所）来店の可否について主治医にご相談の上ご来店ください。

地域の学校で学級（学校）閉鎖などが行われた際には、乳幼児・児童・中学生及び高校生の方を同伴されてのご来店はご遠慮ください。

3. スタッフの健康管理

利用者とスタッフを守るため、スタッフの健康管理を徹底する。万一、新型コロナウイルス感染症に感染が判明した場合でも、不当な扱いをしてはならない。

① スタッフの日常生活への指導

- 基本的な感染症対策として、日頃より身体の免疫力向上を意識し、バランスの良い食事（栄養の摂取）、適度な運動、質の良い睡眠を心がけ、規則正しく健康的な生活に努めるよう指導すると共に、免疫力を低下させる行為（喫煙、過度な飲酒、寝不足等）を避けるよう日常的に指導する。

- ② スタッフ全員の執務前後の体温チェックを徹底する
- 熱がある場合は即刻出勤停止とする。
 - 出勤時と退勤時に体温と体調をチェックし、その結果を記録し上長が確認する手順を徹底する。
- ③ 本人に以下の症状があることが判明した場合
- ◇ 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある。
 - ◇ 熱がある。
 - ◇ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある。
 - ◇ 咳、痰、または胸部に不快感がある。
 - ◇ 強い味覚・嗅覚障害がある。
 - ◇ その他新型コロナウイルスに感染している疑いがある症状がある。
- 即刻出勤停止とする。
 - 個人または事業所で検査を実施し、結果が陽性で自覚症状がある場合は、都道府県が設置する健康フォローアップセンターへの登録を促す。結果が陰性または自覚症状が無い場合（高齢者や基礎疾患のある者は除く）は、原則、自宅待機とする。

※ 都道府県が設置する健康フォローアップセンターの連絡先をスタッフに周知しておくこと。

- ④ スタッフの移動に関する感染防止対策
- 車輦での移動の場合も正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする対策に留意する。
 - 屋外でのマスク着用は原則不要だが、人との距離（目安2m）が保てず、会話をする場合は着用。
 - 新型コロナウイルスに限らず、以下厚生労働省「感染症の範囲及び類型について」に記載されている各種感染症への感染が疑われる場合も施術に従事しない。
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000040509.pdf>

- ⑤ その他
- 「三密」の回避や「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。
- 事業所スタッフとして、感染防止に積極的に取り組み、常日頃（車輦内部や共同生活空間でも）から、正しいマスクの着用、大声や長時間の会話を控えること、換気の徹底、可能な限り対人距離の確保等を図るよう指導する。

4. 検査やワクチン接種の推進

- ① 事業所での検査実施に当たっての基本的な考え方
- 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 - 出勤前に既に症状を自覚している場合には出勤せず、重症化リスクの高くない方においては自宅で療養することを基本とし、症状悪化時等には医療機関を受診することとする。
 - 出勤後、具合の悪い従業員が見出された場合、事業所において被検者本人の同意を得て抗原定性検査キットを使用する。ただし、従業員が症状が重いと感じている場合などは、検査結果にかかわらず医療機関を受診するなど必要な対応をとること。
 - 特に基礎疾患を持っている場合等重症化リスクの高い方については、抗原定性検査キットの使用によって受診が遅れることがないようにすること。陽性判定時は、受診時にその結果を伝えること。

- 抗原定性検査キットでの検査結果が陽性であった場合、都道府県が設置する健康フォローアップセンターへの登録を促す。
- 事業所で検査を実施する準備として、本人の同意を得た上で検査を管理する担当スタッフを定め、抗原定性検査キット等による新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査を実施するに当たって必要な研修を受けさせる。
- 抗原定性検査キットの購入にあたっては、次の2項目が必要。
 - ◇ 検体採取に関する注意点等を理解した者の管理下での自己検体採取をすること
 - ◇ 国が承認した抗原定性検査キットを用いること
- これら具体的な手順、キットの購入方法、国が承認したキットのリスト等については、下記URL参照する。
 - <https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>
(令和4年10月19日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第3版)について」)
 - https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html
(厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)の承認情報」)
- 職場復帰にあたって、医療機関が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないこと。

② ワクチン接種の有効性の発信

ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
(厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」)

5. 緊急時の対応について

緊急時に備えて、各地域の相談窓口、健康フォローアップセンターの連絡先を事前に確認しておく。

6. 事業所の営業に関するチェックリスト

本ガイドラインに基づいた、事業所の営業に関するチェックリスト(別表)を参考にし、日々チェックをおこなうと共に、必要に応じて日常の管理資料として保管しておく。

(別表)

事業所の営業に関する 新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

番号	項目	確認（該当に○）	
		はい	いいえ
1	スタッフ全員の体温（37.5度以上のものが居ないか）、体調（風邪症状や体調不良の有無等）を確認している。		
2	スタッフ全員の正しいマスクの着用及び咳エチケットの徹底（品質の確かな、できれば不織布を着用）を確認している。		
3	消毒液を必要な個所に設置している。		
4	受付に、体温計を設置している。		
5	受付に、利用者用の予備のマスク（品質の確かな、できれば不織布）を設置している。		
6	入口に、「ご利用者様への注意喚起」を掲示している。		
7	玄関の清掃をおこない、下駄箱やドア等、利用者の手が触れる箇所の消毒をおこなう。		
8	受付の清掃をおこない、感染予防策（遮蔽物の設置等）を確認、消毒をおこなう。		
9	待合の清掃をおこない、利用者の手が触れる箇所の消毒をおこなう。		
10	待合の椅子は、人と人が触れ合わない距離に配置されている。		
11	施術室の清掃をおこない、施術ベッド、椅子、機器等の消毒をおこなう。		
12	施術室に施術に伴い生じるゴミや汚れた物を捨てる、蓋付きの容器を設置している。		
13	トイレの清掃をおこない、便器や手洗いの水道を消毒している。		
14	トイレの手洗いに、ペーパータオル（または個人用タオル）を設置している。または、ハンドドライヤー設置の場合は適切な清掃方法で清掃されている。		
15	人がよく触れる箇所（ドアノブ等）について、拭き取り・消毒をおこなう。		
16	鼻水や唾液などが付いたゴミを捨てる、蓋付きの容器を必要な個所に設置している。		
17	こまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分間以上）または、常時換気の徹底についてスタッフに周知、徹底している。		
18	利用者から、発熱、体調不良の連絡がないことを確認している。		
19	スタッフに、消毒と手洗いの重要性について周知し、徹底を求めている。		
20	スタッフに、三密や5つの場面の回避の重要性について周知し、徹底を求めている。		
21	スタッフに、鼻水や唾液などが付いたゴミの取り扱いを周知し、徹底を求めている。		
22	各地域で取り組まれている通知サービスの活用を、スタッフや利用者へ周知している。		
23	スタッフ全員に、事業所内研修等を実施している。		

おわりに

カイロプラクティック事業所は、施術において直接的に利用者と接触するため、感染症リスクが高いように誤解されがちですが、それどころか、ほとんどの事業所が予約制であるため、不特定多数が来店する他業種に比べて、有効な感染症対策が講じ易く、本ガイドラインに準じて対策を講じていただければ、感染症リスクはかなり低いと言えるでしょう。

とは言え、どれだけ対策を講じても、感染症が発生する可能性は残ります。それは、どのような職種でも同じです。重要なことは、万一感染症が発生した場合にも、適切な対応と情報公開によって最小限の被害で封じ込めることです。各事業所単位で、日頃から準備を整えておいてください。

また、私たち事業者が取り組む感染症対策は「感染させない」ためのものですが、それとは別に、利用者や事業所スタッフには、様々な感染症や病気に打ち勝つための免疫力を高める日々の努力に取り組んでいただきたいです。

本ガイドラインの発行に際して、監修の星旦二先生より「マニュアル全体は、感染の防止が中心となっています。実は、感染と発病と致死予防は、区分して対処した方が望ましいです。万が一感染しても発病しないための対応は、人に備わっている免疫機能を発揮することであり、バランスの取れた栄養摂取と共に、お腹を冷やさず腸内細菌の活性化を図ることや深い睡眠を確保することが大切である。さらに、発病したとしても重症化せずにかつ死亡に至らせないための取り組みも不可欠であることにも配慮していただきたい。」とのコメントをいただいています。

星先生のご指摘の通り「発病させない」「重症化させない」対策によって、万一ウイルスに感染してしまったとしても、多くの方が重症化することなく回復できるなら、それほど恐れることなく通常の社会生活に戻ることができます。これら全ての対策が、今後の社会生活には重要で必要不可欠なものになるでしょう。

最後に、カイロプラクティック制度化推進会議は、本ガイドラインが、カイロプラクティックに限らず、徒手療法全般の事業所での感染症対策に役立つことを望みます。私たちは、人の健康に携わる業種であり、自ら率先して感染症対策に取り組む責任を、利用者や社会に対して負っています。

業界として、利用者と事業所スタッフの健康を守るためにも、各自が自覚と責任を持って、本ガイドラインを参考に、感染症対策に沿って適切な衛生管理を励行し、万全の体制での運営を心掛けていただきますよう深くお願い申し上げます。

2020年10月20日
2023年2月8日 加筆

カイロプラクティック制度化推進会議
事務局長 山田 雄次

監修：星 旦二 先生／公衆衛生学・医師
東京都立大学 名誉教授

【参考資料】

首相官邸 新型コロナウイルス感染症について

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省 国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

東京都 事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン
～「新しい日常」の定着に向けて～

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1012758.html>

日本医師会 新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドライン

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/a_guidelines.pdf

日本医師会 新型コロナウイルス感染症 外来診療ガイド

https://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/shinryoguide_ver2.pdf

日本鍼灸師会 全日本鍼灸マッサージ師会 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

<https://www.harikyu.or.jp/wps89n/wp-content/uploads/2021/09/320598aabada632248d098ad20c61166.pdf>

日本エステティック機構 日本エステティック振興協議会
エステティックサロンにおける 新型コロナウイルス対応ガイドライン

<http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/files/42.pdf>

日本リラクゼーション業協会 リラクゼーションスペース（店舗）における
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応ガイドライン

https://www.relaxation-net.jp/wordpress/wp-content/uploads/COVID_guidelines_4.0.pdf

カイロプラクティック制度化推進会議 業界自主規制

<http://clpc.jp/self%20regulation.pdf>